

水稲作付地の稲刈りを受託している方に見舞金を支給します。

令和2年コンバイン被害見舞金のお知らせ

令和2年は7月豪雨やウンカの被害等を受けた水稲作付地が多く、稲刈りを受託したコンバイン所有者にとってメンテナンス等の負担が増えた年でした。

そのようなことを考慮して南小国町では稲刈りを受託したコンバイン所有者に対して、次年以降の受託の継続を目的とした見舞金を支給します。

1. 対象者

～ すべてに該当する方

町内に住所を有する方

自作を含む2戸以上の水稲作付地の稲刈り作業を受託している方（団体を含む）

稲刈り作業に使用するコンバインを所有する方又は所有する方から管理を委託されている団体で、所有者から同意を得られる方

2. 必要書類等

コンバインを所有又は管理していることがわかる写真又は書類

例：写真：車体全景に加え、車体管理番号等により個体が識別できる写真

書類：購入時の領収書等

稲刈り作業を受託していることが確認できる書類

例：領収書の控えや受託台帳など

印鑑（団体であれば団体の印鑑もしくは代表者印）

役場に口座の登録がない場合は振込希望口座の通帳

3. 見舞金申請方法

新型コロナウイルス感染予防のため予約制としています。

予約受付時間 平日8：30～17：00

予約の時間は指定せず午前か午後で受け付けます。

申請の受付時間 午前9：00～12：00

午後13：30～16：30

順番は予約した日に会場に来られて受付簿に記載した順番となります。

会場の都合等で受付ができない日もありますのでご了承ください。

受付期間：12月25日（金）まで

申込先：南小国町役場 農林課 農政係 42-1114